

## 基山町農業委員会会議録

令和5年11月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者14名 欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	村 山 孔 治	出席	8	大 久 保 利 治	出席
2	松 野 孝 敏	出席	9	岸 勝 則	出席
3	寺 崎 和 美	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	大 村 和 則	出席	11	平 野 守	出席
5	中 村 俊 夫	出席	園部	中 村 静 佳	出席
6	木 原 秀 樹	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	内 山 学	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

### 審 議 事 項

議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請	2件
議案第27号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第29号	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	15件
報告第13号	農地法第18条第6項の規定による通知受理報告	1件
報告第14号	使用貸借による解約通知受理報告	1件

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

## 令和5年11月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和5年第11回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、8番委員と9番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第26号農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第26号1番 朗読

この件につきましては譲渡人の経営規模縮小のため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

全部効率利用要件である農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、譲受人の農地保全に係る農作業に従事する者の数や状況については問題ないことから、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用する要件を満たしております。

次に、農作業常時従事要件である農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が当該農作業を行う必要がある限りその作業に従事しますので、権利を取得する者が事業に必要な作業に常時従事する要件を満たしております。

最後に、地域との調和要件である農地法第3条第2項第6号関係については、権利を取得しようとする者がその取得後において行う事業の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を及ぼすことなく作業をしますので、地域農業に支障を生じない要件を満たしております。

場所は、第6区平林地区付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

譲受人は9月も農地を購入され規模拡大されています。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第26号1番について許

可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

### 議 長

議案第26号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第26号2番について許可を求めます。事務局より説明をお願いします

### 事務局 議案第26号2番 朗読

この件につきましては譲渡人の農業廃止のため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

全部効率利用要件である農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、譲受人の農地保全に係る農作業に従事する者の数や状況については問題ないことから、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用する要件を満たしております。

次に、農作業常時従事要件である農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が当該農作業を行う必要がある限りその作業に従事しますので、権利を取得する者が事業に必要な作業に常時従事する要件を満たしております。

最後に、地域との調和要件である農地法第3条第2項第6号関係については、権利を取得しようとする者がその取得後において行う事業の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を及ぼすことなく作業をしますので、地域農業に支障を生じない要件を満たしております。

場所は、第7区長野集落付近の圃場です。

### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

### 1 番委員

譲受人は農業の規模拡大をされます。問題ないと思われま

### 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第26号2番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

### 議 長

議案第26号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第27号農地法第4条の規定による許可を求めます。事務局より説明をお願いします。

### 事務局 議案第27号 朗読

この件につきましては、申請者が農家住宅を建設するために、農地を転用するものです。申請理由は、住宅の老朽化により新居に立て替えをするにあたり、現在、自宅に隣接する畑を耕作していますが日当たりが悪く作物を育てる環境に適していないことから、当該地に新居を建設し、現在の住宅跡地で、畑を耕作する事を計画したものです。

現在の住宅跡等、他の候補地についても検討をされましたが、今回の計画で新居が建築できれば仮住まいの手配がいらず、自己農地に近く農作業に影響が出ないことからこの土地を選定されています。

今回の申請地農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)の力の(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準は、「第2の1の(1)の力の(イ)」に該当すると考えております。

水利代表者及び区長からの排水同意書もとられており、水利の問題はないと考えます。

場所は第1区宮の前集落付近の圃場です。

### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

### 2番委員

畑は隣接する雑木が茂っているため日当たりが悪いので、住居跡地に畑作をされ、畑に農家住宅を建設されます。周辺農地に影響はないと考えられ、問題ないと思われれます。

### 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第27号について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第27号について、全員一致で決定します。

次に、議案第29号農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第29号1番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化のため貸貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10aあたり水稻15kgです。場所は、第2区麦尾集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

法人の代表が変更になりましたので新規での契約になります。問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第29号1番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第29号1番について、全員一致で決定します。次に、議案第29号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第29号2番朗読

この件につきましては、借り手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第2区小松集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

借受人の農業規模拡大です。問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第29号2番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第29号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第29号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第29号3番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第1区正応寺インター北側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

借受人の農業規模拡大です。問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第29号3番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第29号3番について、全員一致で決定します。

次に、議案第29号4番から6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第29号4・5・6番朗読

4番につきましては、借り手の配偶者の相続した農地に使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第1区東福寺地区付近にある圃場です。

5番につきましては、借り手の配偶者の兄弟が相続した農地に使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第1区金丸集落付近にある圃場です。

6番につきましては、借り手の配偶者の兄弟が相続した農地に使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第1区金丸集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

借受人は担い手として中核的な人なので、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第29号4番から6番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第29号4番から6番について、全員一致で決定します。次に、議案第29号7番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第29号7番朗読

この件につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第4区塚原地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5番委員

耕作者は新規就農者で今回借り入れる農地を含め1haになり、野菜を栽培されます。問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第29号7番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

議案第29号7番について、全員一致で決定します。次に、議案第29号8番について事務局より説明をお願いします。

**事務局 議案第29号8番朗読**

この件につきましては、借り手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は7ヵ月です。場所は、多目的グラウンドの北側付近にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**10番委員**

借り手は農業の規模拡大をされ、問題ないと思われます。

**議 長**

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第29号8番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

議案第29号8番について、全員一致で決定します。次に、議案第29号9番について事務局より説明をお願いします。また、議案第29号8番は長野・小倉推進委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。事務局より説明をお願いします。

長野・小倉推進委員退室

**事務局 議案第29号9番朗読**

この件につきましては、貸し手の高齢化のため使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第7区弓場下地区付近にある圃場です。



議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 番委員

借受人は周辺農地に自己所有の農地があり耕作するには便利であり、問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 29 号 9 番について計画決定したいと思

全員挙手

議 長

議案第 29 号 9 番について、全員一致で決定します。

長野・小倉推進委員入室

次に、議案第 29 号 10 番から 11 番については更新のため朗読は省略します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 29 号 10 番から 11 番

10 番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は 5 年です。場所は、第 2 区皮籠石集落付近にある圃場です。

11 番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は 5 年です。場所は、第 2 区麦尾地区付近にある圃場です。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

各担当地区委員

任期満了に伴う再設定ですが借り人はそれぞれ農地の管理をしっかりと行い営農を継続しているため、権利を再設定して問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。意見がないようでしたら議案第29号10番から11番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

議案第29号10番から11番について、全員一致で決定します。

次に、議案第29号12番については更新のため朗読は省略します。また、議案第29号12番は宮浦地区推進委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。事務局より説明をお願いします。

宮浦地区推進委員退出

**事務局 議案第29号12番**

12番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第4区御船地区付近にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**6番委員**

借り人は農地の管理をしっかり行い営農を継続しているため、問題ないと思われれます。

**議 長**

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第29号12番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

議案第29号10番から12番について、全員一致で決定します。

## 宮浦地区推進委員入出

次に、議案第29号13番から15番については更新のため朗読は省略します。事務局より説明をお願いします。

### 事務局 議案第29号13番から15番

13番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第7区長野集落付近にある圃場です。

14番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第7区長野集落付近にある圃場です。

15番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第7区長野集落付近にある圃場です。

### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

### 各担当地区委員

任期満了に伴う再設定ですが借り人はそれぞれ農地の管理をしっかり行い営農を継続しているため、権利を再設定して問題ないと思われれます。

### 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第29号10番から15番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

### 全員挙手

### 議 長

議案第29号12番から15番について、全員一致で決定します。

次に、報告第13号農地法第18条の規定による合意解約通知があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

### 事務局 報告第13号 朗読

この件につきましては、貸し人の相続による所有権移転のため解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、第1区金丸

集落付近にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、報告第13号を終わります。

次に、報告第14号使用貸借による解約通知があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

**事務局 報告第14号**

この件につきましては、借人の要望により解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、多目的グラウンド北側付近にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第14号を終わります。

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

**議 長**

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和5年11月1日

署名人

議 長

委 員

委 員